

## 電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

担当小委員会	第 59/61/116 小委員会
事務局	一般社団法人 日本電機工業会

### <規格情報>

規格番号（発行年）	JIS C 9335-2-10（201X）
対応国際規格番号（版）	IEC 60335-2-10（第 5.0 版 AMD1）
規格タイトル	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第 2-10 部：床処理機及び湿式洗いブラシ機の 個別要求事項
適用範囲に含まれる主な電気用品名	電気床みがき機
廃止する基準及び有効期間	J60335-2-10(H20), 3 年間

### <審議中に問題となったこと>

特になし
------

### <主な国際規格との差異の概要とその理由>

現在の別表第十二に採用されている技術基準とは相違する主なデビエーション。

項目番号	概要	理由
	無し	

### <主な改正点>

<p>主な改正点は、次のとおりである。</p> <p>a) 適用範囲の除外規定に次を追加</p> <p><b>注記 103</b> 例えばホテル、事務所、学校、病院なども含まれる。</p> <p style="padding-left: 2em;">この規格では、可能な限り住居の中及び周囲で、全ての人が遭遇する機器に起因する共通的な危険性を取り扱っている。</p> <p style="padding-left: 2em;">この規格は、次のものには適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 監督や取扱説明書なしに、安全に機器を使用できない（子供を含む）者、例えば <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体感覚や精神的能力;または</li> <li>・経験と知識が足りない者。</li> </ul> </li> <li>－ 機器で遊ぶ子ども。</li> </ul> <p><b>注記 104</b> この規格の適用に際しては、次のことに注意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 車両、船舶又は航空機搭載用機器には、要求事項の追加が必要になる場合がある。</li> <li>－ 厚生関係機関、労働安全所管機関、水道当局、その他の当局によって、追加要求事項を規定する場合がある。</li> </ul>
--

## 電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

- b) 2項 引用規格にJISC9335-1の規定を追加
- c) 14項 過渡過電圧にJISC9335-1の規定を追加
- d) 29.2項に次を追加

マイクロ環境は汚損度3又は絶縁物が機器の通常使用中に次の汚染にさらされることのないように囲まれているか、又は配置されていなければならない。

## 電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

＜技術基準省令への整合性＞JIS C 9335-2-10（201X）（家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－第2-10部：床処理機及び湿式洗いブラシ機の個別要求事項）

技術基準			該当	規格		補足
条	タイトル	条文		項目番号	規定タイトル・概要	
第二条 第1項	安全原則	電気用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条4	4 一般要求事項 機器は、通常使用時に起こりやすい不注意があっても、人体及び／又は周囲に危害をもたらさないように安全に機能する構造でなければならない。	
第二条 第2項	安全原則	電気用品は、当該電気用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条22	22 構造 構造に関する規定全般。	
第三条 第1項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前条の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条19	19 異常運転 機器は、異常運転又は不注意運転によって、火災の危険、及び安全性又は感電に対する保護に影響を及ぼす機械的損傷を、できるだけ未然に防止できる構造でなければならない。	
第三条 第2項	安全機能を有する設計等	電気用品は、前項の規定による措置のみによってはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該電気用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該電気用品又はこれに付属する取扱説明書等への表示又は記載がされるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条7	7 表示及び取扱説明 7.12 機器を安全に用いることができるように、機器には、取扱説明書を備えなければならない。 回転ブラシ付き機器は、取扱説明書に、機器が電源コードをひいた場合、危険が生じるおそれがある旨を明記しなければならない。 液体散布システム付き機器は、取扱説明書に、使用する液体の量及び種類を指定しなければならない。 取扱説明書には、機器の掃除又は整備の前に、プラグをコンセントから外さなければならないことを明記	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

					しなければならない。	
第四条	供用期間中における安全機能の維持	電気用品は、当該電気用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	19..11 19.12 22.16 24.1.4 24.1.8 25.14 箇条 28	19.11 電子回路の故障 19.12 ヒューズの特性 22.16 自動巻取り機構の耐久性 24.1.4 自動制御装置の耐久性 24.1.8 温度ヒューズの規定 25.14 電源コードの折り曲げ耐久 28 ねじ及び接続 故障することによってこの規格に適合しなくなるおそれがある締付け部、電気接続部及び接地導通を行う接続部は、通常使用時に生じる機械的応力に耐えなければならない。	
第五条	使用者及び使用場所を考慮した安全設計	電気用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 1 7.12 箇条 15	1 適用範囲 全般 7.12 この規格は、次の安全性について規定する。 回転ブラシ付き機器は、取扱説明書に、機器が電源コードをひいた場合、危険が生じるおそれがある旨を明記しなければならない。 液体散布システム付き機器は、取扱説明書に、使用する液体の量及び種類を指定しなければならない。 15 耐湿性等	
第六条	耐熱性等を有する部品及び材料の使用	電気用品には、当該電気用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、絶縁性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 24 箇条 30	24 部品 部品は、合理的に適用できる限り、関連する JIS に規定する安全性に関する要求事項に適合しなければならない。 30.1 耐熱性	
第七 条 第 1 項	感電に対する保護	電気用品には、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 8 箇条 13 箇条 16	8 充電分への近接に対する保護 13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 16 漏えい電流及び耐電圧 23 内部配線	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

		一 危険な充電部への人の接触を防ぐとともに、必要に応じて、接近に対しても適切に保護すること。		箇条 23 箇条 27	27 接地接続の手段	
第七條 第2項	感電に対する保護	二 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。	■該当 □非該当	箇条 13 箇条 16	13 動作温度での漏えい電流及び耐電圧 16 漏えい電流及び耐電圧	
第八條	絶縁性能の保持	電気用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 11.7 箇条 15 15.2 箇条 26 箇条 29	11 温度上昇 11.7 機器は、定常状態になるまで運転する。 自動式コード巻取機構を組み込んでいる機器は、コードの全長の1/3の長さだけ引き出して、30分間運転する。その後、コードを完全に引き出す。 15 耐湿性 15.2 湿式洗いブラシ機は、規定された液体の代わりに、取扱説明書に従う洗剤溶液を用いる。 湿式洗いブラシ機は、定格電圧を加え、次の条件を除いて通常動作について規定された状態で、10分間運転する。 一 動作の割合は、15サイクル/分とする。 一 水位は、次による。 ・ ラグ洗い機は、カーペットの表面の下、約1 mm ・ 床洗いブラシ機は、木板の表面の上、約5 mm 26 外部導体用端子 29 空間距離、沿面距離及び固体絶縁	
第九條	火災の危険源からの保護	電気用品には、発火によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、発火する温度に達しない構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。	■該当 □非該当	箇条 11 箇条 17 箇条 19 箇条 30	11 温度上昇 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護 19 異常運転 30 耐熱性及び耐火性	
第十條	火傷の防止	電気用品には、通常の使用状態において、人体に危害	■該当	箇条 11	11 温度上昇	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

		を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当	11.7	11.7 機器は、定常状態になるまで運転する。 自動式コード巻取機構を組み込んでいる機器は、コードの全長の1/3の長さだけ引き出して、30分間運転する。その後、コードを完全に引き出す。	
第十一 条第1項	機械的危険源による危害の防止	電気用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 20	20 安定性及び機械的危険	
第十一 条第2項	機械的危険源による危害の防止	2 電気用品には、通常起こり得る外部からの機械的作用によって生じる危険源によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 21	21 機械的強度	
第十二 条	化学的危険源による危害又は損傷の防止	電気用品は、当該電気用品に含まれる化学物質が流出し、又は溶出することにより、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	19.13 22.22 22.23  22.41 箇条 31 箇条 32	19.13 異常試験の判定 試験中に、炎、溶融金属、 <u>危険な量の有毒性</u> 又は可燃性ガスが機器から漏れず、かつ、温度上昇は表9に規定する値を超えてはならない。 22.22 アスベスト使用の禁止 31 耐腐食性（必要により個別で規定） 22.23 ポリ塩化ビフェニル（PCB）を含んだ油の使用禁止 22.41 ランプを除き、水銀を含む部品の禁止 32 放射線、毒性その他これに類する危険性	
第十三	電気用品から発	電気用品は、人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波	<input checked="" type="checkbox"/> 該当	箇条 32	32 放射線、毒性その他これに類する危険性（第1部の箇条32による）	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

条	せられる電磁波による危害の防止	が、外部に発生しないように措置されているものとする。	<input type="checkbox"/> 非該当			
第十四条	使用方法を考慮した安全設計	電気用品は、当該電気用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計され、及び必要に応じて適切な表示をされているものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	19.7 30.2.3	19.7 モータ拘束試験 30.2.3 人の注意が行き届かない機器の耐火性試験	
第十五条第1項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 19 22.101	19 異常運転 22.101 機器は、意図しない運転が起こり得ないような構造でなければならない。 定格入力が 300 W を超える単一円板ブラシ付き機器は、スイッチに加えて起動を防止する手段を組み込んでなければならない。	
第十五条第2項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	20.2  22.101	20.2 機器的危険 自己復帰形温度過昇防止装置及び過負荷保護装置が何かの拍子に閉状態になった場合に、それが危険を引き起こす引き金となってはならない。 22.101 機器は、意図しない運転が起こり得ないような構造でなければならない。	
第十五条第3項	始動、再始動及び停止による危害の防止	電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	箇条 4	この規格では規定しない	原則として機器の停止状態を安全状態としている。
第十六条	保護協調及び組合せ	電気用品は、当該電気用品を接続する配電系統や組み合わせる他の電気用品を考慮し、異常な電流に対する安全装置が確実に作動するよう安全装置の作動特性	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 10 箇条 17 19.12	10 入力及び電流 17 変圧器及びその関連回路の過負荷保護 19.12 ヒューズの特長	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

		を設定するとともに、安全装置が作動するまでの間、回路が異常な電流に耐えることができるものとする。		箇条 25	25 電源接続及び外部可とうコード	
第十七条	電磁的妨害に対する耐性	電気用品は、電氣的、磁氣的又は電磁的妨害により、安全機能に障害が生じることを防止する構造であるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	19.11.4	19.11.4 イミュニティ試験	
第十八条	雑音の強さ	電気用品は、通常の使用状態において、放送受信及び電気通信の機能に障害を及ぼす雑音を発生するおそれがないものとする。	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	この規格では規定しない	家電機器に対する雑音の強さは、J55014 等の別規格で規定されている。
第十九条	表示等（一般）	電気用品は、安全に必要な情報及び使用上の注意（家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）によるものを除く。）を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。	<input checked="" type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 非該当	箇条 7 7.14	7 表示 7.14 表示の消えにくさ	
第二十条第1項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	次の各号に掲げる製品の表示は、前条の規定によるほか、当該各号に定めるところによる。 一 扇風機及び換気扇（産業用のもの又は電気乾燥機（電熱装置を有する浴室用のものに限り、毛髪乾燥機を除く。）の機能を兼ねる換気扇を除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。 (イ) 製造年 (ロ) 設計上の標準使用期間（消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）第三十二条の三第一項第一号に規定する設計標準使用期間をいう。以	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当	—	長期使用製品安全表示制度の対象外のためこの規格では規定しない	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

		<p>下同じ。)</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				
第二十条第2項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>二 電気冷房機（産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p><input type="checkbox"/>該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>非該当</p>	—	同上	同上
第二十条第3項	表示（長期使用製品安全表示制度による表示）	<p>三 電気洗濯機（産業用のもの及び乾燥装置を有するものを除く。）及び電気脱水機（電気洗濯機と一体となっているものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>	<p><input type="checkbox"/>該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>非該当</p>	—	同上	
第二十条第4項	表示（長期使用製品安全表示制	<p>四 テレビジョン受信機（ブラウン管のものに限り、産業用のものを除く。）機器本体の見やすい箇所に、</p>	<p><input type="checkbox"/>該当</p> <p><input checked="" type="checkbox"/>非該当</p>	—	同上	

## 電気用品安全法の技術基準の解釈別表第十二に提案する規格の概要

	度による表示)	<p>明瞭に判読でき、かつ、容易に消えない方法で、次に掲げる事項を表示すること。</p> <p>(イ) 製造年</p> <p>(ロ) 設計上の標準使用期間</p> <p>(ハ) 設計上の標準使用期間を超えて使用すると、経年劣化による発火、けが等の事故に至るおそれがある旨</p>				
--	---------	---	--	--	--	--